

(素案)

香取市

第4期障害福祉計画

(平成27～29年度)

平成27年2月

香 取 市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の基本理念.....	3
第5節 施策体系.....	4
第2章 障害者の現状.....	5
第1節 障害者手帳所持者数.....	5
第2節 身体障害者.....	6
第3節 知的障害者.....	8
第4節 精神障害者.....	10
第5節 自立支援医療受給者数.....	12
第6節 その他の障害.....	13
第3章 障害福祉サービス等の利用実績と課題.....	14
第1節 障害福祉サービスなどの利用実績.....	14
第2節 香取市における今後の課題.....	19
第4章 障害福祉計画にかかる目標値の設定.....	20
第1節 平成29年度の目標値.....	20
第2節 障害福祉サービスなどの見込量.....	23
第3節 地域生活支援事業の見込量.....	29
第4節 計画の推進.....	35
資料編	
1 計画策定の経緯.....	37
2 障害者団体からの意見.....	38
3 香取市地域自立支援協議会委員名簿.....	39
4 香取市地域自立支援協議会設置要綱.....	40
5 障害者総合支援法抜粋.....	42
6 香取郡市内にある障害福祉サービス事業所など.....	43

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

香取市では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に加え、障害のある人もない人も、すべての人々が地域において、生き生きと自立した生活を送るため、「誰もが安心して生き生き暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第2次香取市障害者基本計画（計画期間：平成24～29年度）」（以下「第2次基本計画」という。）を平成24年3月に策定しました。また、第2次基本計画と同時に策定した「香取市第3期障害福祉計画（計画期間：平成24～26年度）」（以下、「第3期計画」という。）は、第2次基本計画における様々な分野の中でも、特に生活支援分野における実施計画という位置づけから、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした計画となっています。

この第3期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障害者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、平成26年度に向けて、計画目標値を明らかにし、必要なサービスがすべての障害者に提供されるようサービス量の確保に努めてきましたが、第2次基本計画の中間年にあたる平成26年度を迎え、第3期計画を見直し、新たな計画を策定する必要があります。

国においては、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の改正、及び「障害者差別解消法」の制定など国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、上位計画である「第2次基本計画」との整合を図りながら、第3期計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、障害者の生活支援のサービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、平成29年度を目標とした「香取市第4期障害福祉計画」の策定を行います。

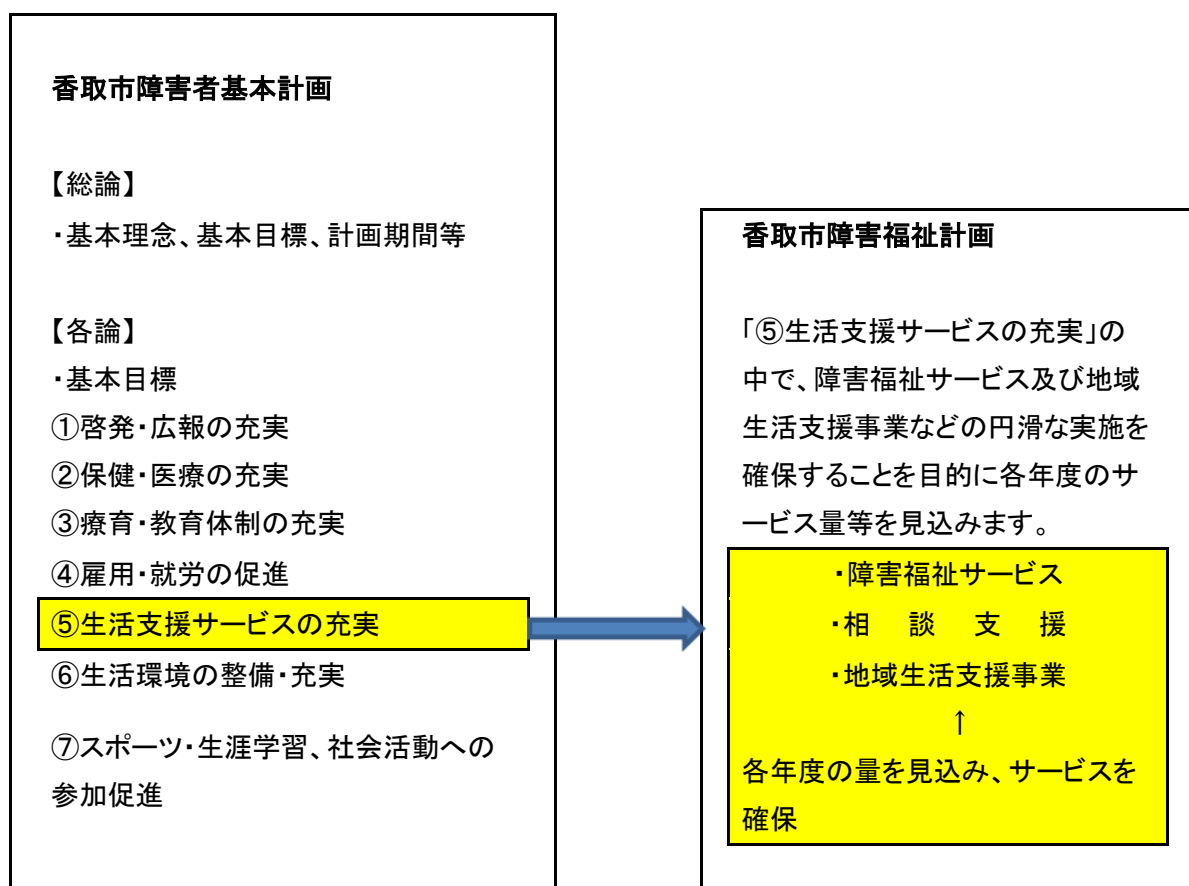
第2節 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」にあたるもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

この計画は、市制運営の最上位計画である「香取市総合計画」の部門別計画として位置づけられた「香取市障害者基本計画」に関する実施計画の一部となります。

■障害者基本法に定める障害者計画との関係

	障害者基本計画	障害福祉計画
法的根拠	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条
計画の性格	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等に関する3年間の実施計画
策定後の対応	議会に報告	県知事に提出



第3節 計画の期間

「障害福祉計画」は3年を1期として策定することとされており、第4期となる本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

■計画の期間

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者基本計画	第1次障害者基本計画						第2次障害者基本計画					

障害福祉計画	第1期障害福祉計画	第2期障害福祉計画	第3期障害福祉計画	第4期障害福祉計画
--------	-----------	-----------	-----------	-----------

← 本計画期間 →

第4節 計画の基本理念

本市では、障害のある人もない人も同様に社会を構成する一員として、共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の理念のもとに、「誰もが安心して生き生き暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げております。障害のある人もない人も、すべての人々が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されず、誰も差別されず、安全に安心して共に生き、支え合う社会づくりの視点を踏まえ、障害のある人の自立と社会活動を促進し、障害のある人が地域の中で共に生活できる社会の実現を目指しています。

■施策の体系

計画の基本理念

誰もが安心して生き生き暮らせるまちづくり

〈本市をめざす社会像〉

1. 一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会づくり

2. 地域で支え合うことのできる共生社会づくり

3. すべての人が安心して生活できるユニバーサル・デザインに基づく社会づくり

■基本目標■

■施策■

基本目標 1 啓発・広報の充実	1 啓発活動の充実 2 福祉教育の推進 3 体験・交流の推進 4 地域福祉の推進
基本目標 2 保健・医療の充実	1 乳幼児期の保健・療育の充実 2 医療、医学的なりハビリテーションの充実 3 心と体の健康づくりの推進
基本目標 3 療育・教育体制の充実	1 就学前保育・教育等の充実 2 特別支援教育体制の充実 3 特別支援教育の推進
基本目標 4 雇用・就労の促進	1 一般就労の促進 2 福祉的就労の場の拡大
基本目標 5 生活支援サービスの充実	1 在宅生活への支援の充実 2 日中活動への支援の充実 3 居住の場への支援の充実 4 相談支援体制の充実 5 コミュニケーション支援の促進 6 権利擁護の推進
基本目標 6 生活環境の整備・充実	1 障害のある人にやさしい公共空間の確保 2 移動手段の確保 3 住宅環境の整備 4 生活安全の確保
基本目標 7 スポーツ・生涯学習、 社会活動への参加促進	1 スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進 2 生涯学習の推進 3 障害者団体の活性化 4 社会活動への参加の促進

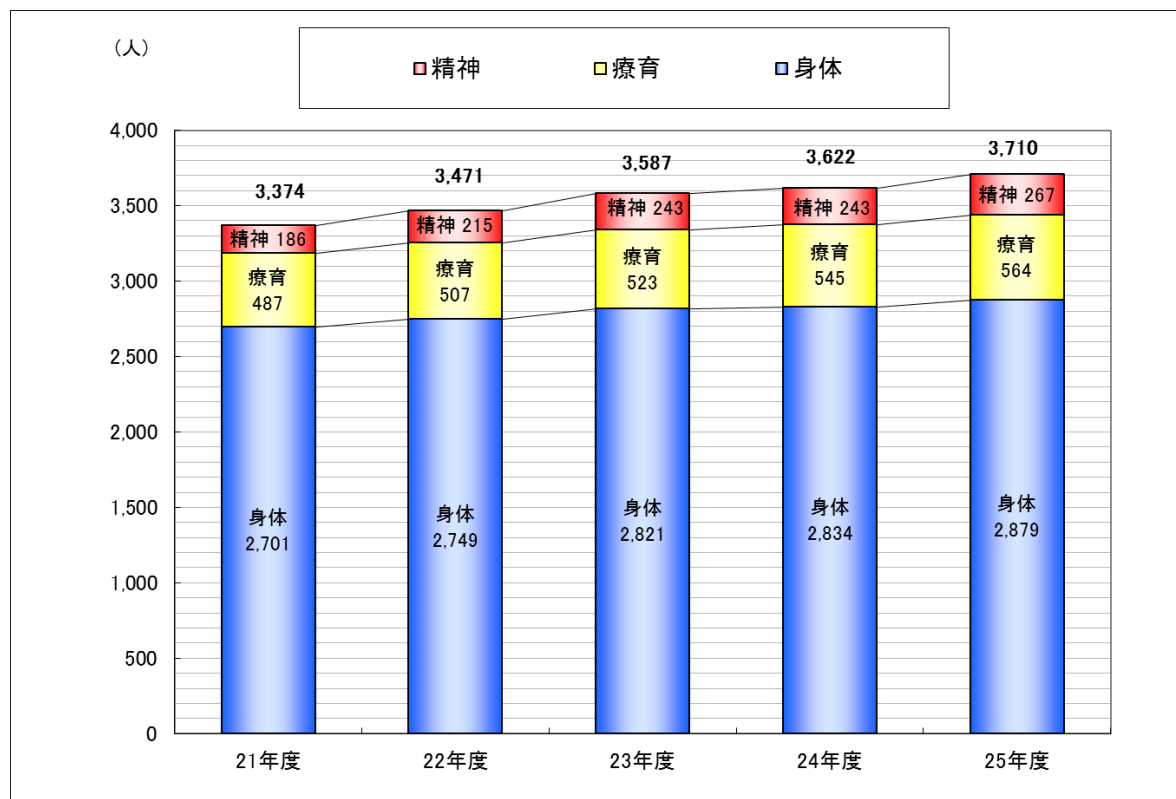
第2章 障害者の現状

第1節 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、平成26年3月31日現在3,710人で、平成21年度末から336人増加しており、対総人口比は4.54%です。

■障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）（人）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
身体障害者手帳	2,701	2,749	2,821	2,834	2,879
療育手帳	487	507	523	545	564
精神障害者 保健福祉手帳	186	215	243	243	267
合計	3,374	3,471	3,587	3,622	3,710
総人口	85,069	84,317	83,194	82,838	81,647
対総人口比	3.97%	4.12%	4.31%	4.37%	4.54%



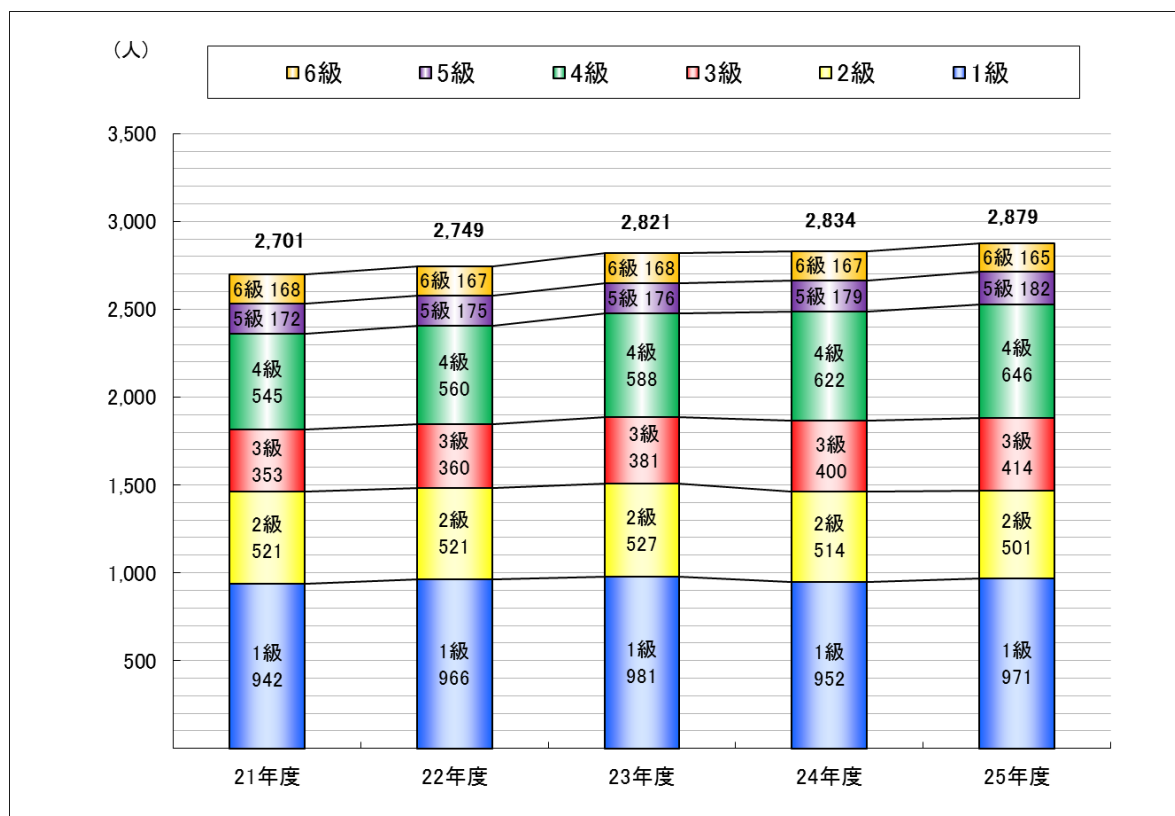
第2節 身体障害者

(1) 障害程度別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を障害程度別にみると、平成25年では重度（1級、2級）が1,487人と全体の54.1%を占めています。中度（3級、4級）が33.5%、軽度（5級、6級）が12.4%となっています。

■障害程度別手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）（人）

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
重度	1級	942	966	981	952	971
	2級	521	521	527	514	501
中度	3級	353	360	381	400	414
	4級	545	560	588	622	646
軽度	5級	172	175	176	179	182
	6級	168	167	168	167	165
合計		2,701	2,749	2,821	2,834	2,879
総人口		85,069	84,317	83,194	82,838	81,647
対総人口比		3.18%	3.26%	3.39%	3.42%	3.53%



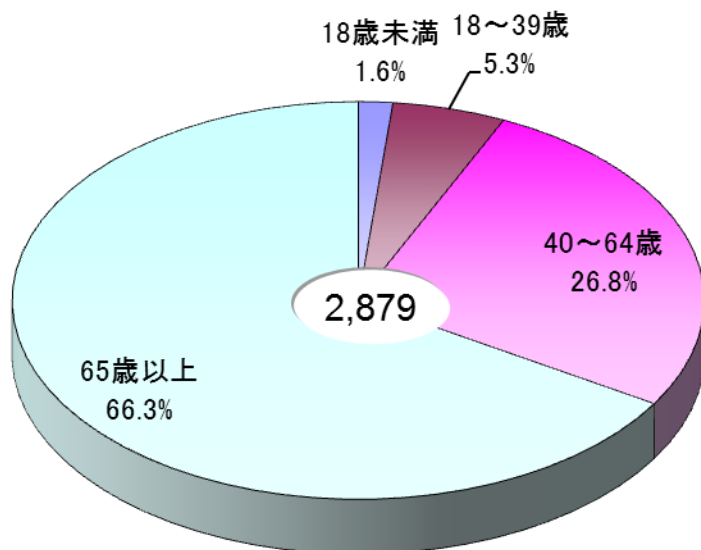
(2) 年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、65歳以上が1,909人と全体の66.3%を占め、高齢者が多くなっています。障害種別では肢体不自由が1,700人と全体の59.0%となっています。

■年齢別手帳所持者数（平成26年3月31日現在）（人）

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 咀嚼機能 障害	肢体 不自由	内部障害	合計	構成比
18歳未満	0	7	0	32	7	46	1.6%
18～39歳	7	16	0	106	23	152	5.3%
40～64歳	61	32	6	462	211	772	26.8%
65歳以上	123	144	15	1,100	527	1,909	66.3%
合計	191	199	21	1,700	768	2,879	100.0%

年齢別手帳所持者数の割合（平成26年3月31日現在）



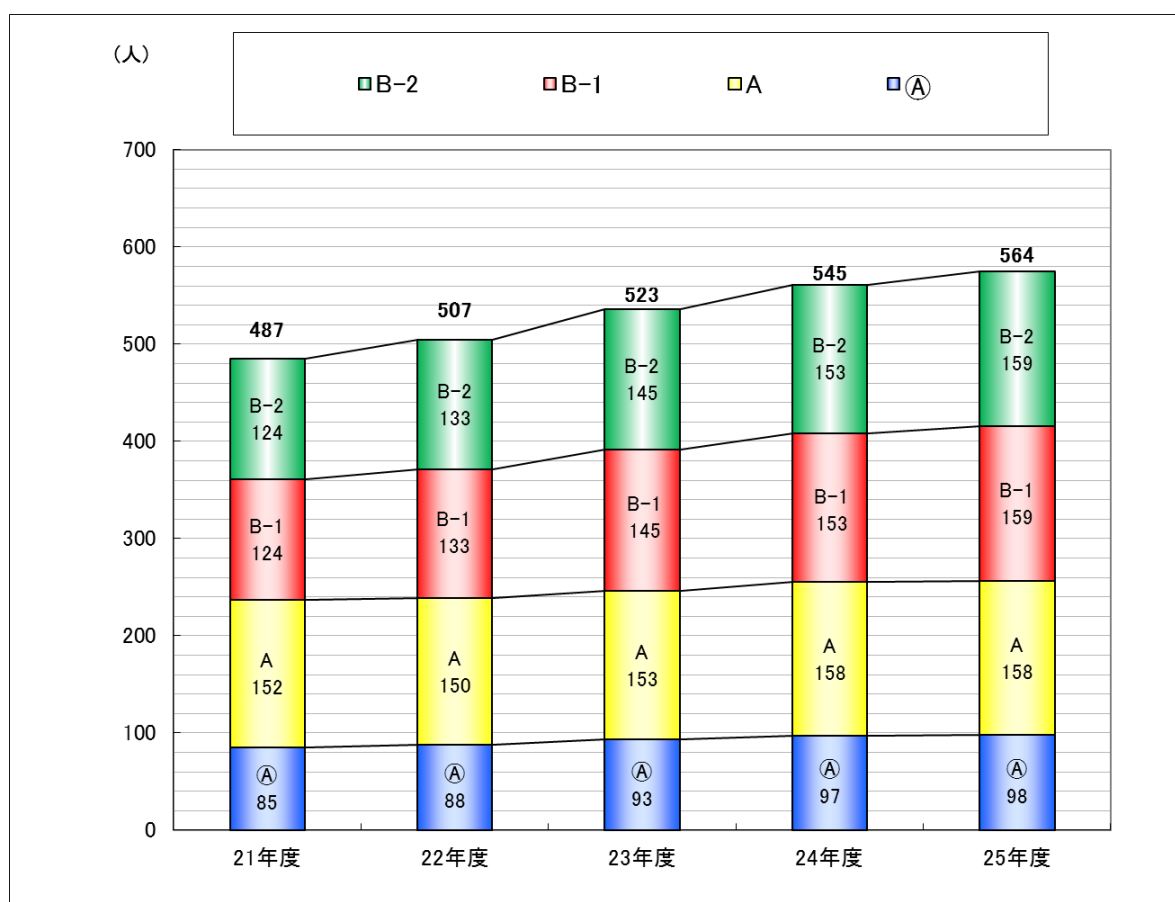
第 2 節 知的障害者

(1) 障害程度別療育手帳所持者数

障害程度別の推移をみると、平成 25 年度で軽度、中度、重度の所持者数はほぼ同数で大多数を占めております。また、平成 21 年度に対して軽度、中度の所持者数はともに 28% の増加となっています。

■障害程度別療育手帳所持者数（各年 3 月 31 日現在）（人）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
㊤最重度	85	88	93	97	98
A 重度	152	150	153	158	158
B-1 中度	126	136	132	137	149
B-2 軽度	124	133	145	153	159
合計	487	507	523	545	564
総人口	85,069	84,317	83,194	82,838	81,647
対総人口比	0.57%	0.60%	0.63%	0.66%	0.69%



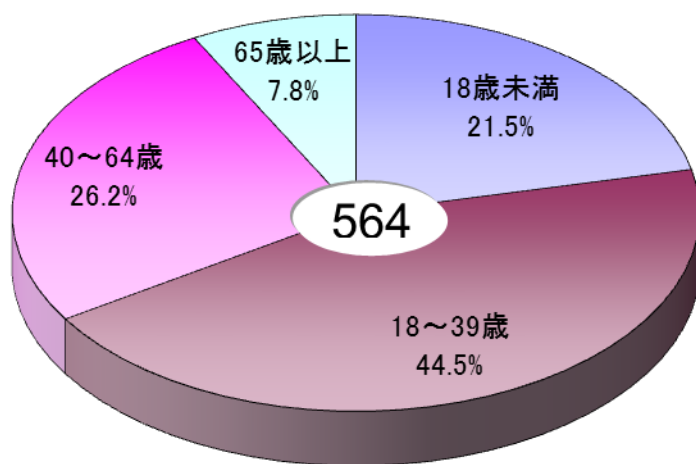
(2) 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数を年齢別にみると、18～39歳が最も多く251人で全体の45.3%となっています。障害程度別では、Bの2（軽度）が159人と最も多く、次いでA（重度）が158人と続きます。

■年齢別療育手帳所持者数（平成26年3月31日現在）（人）

	㉠ 最重度	A 重度	Bの1 中度	Bの2 軽度	合計	構成比
18歳未満	16	23	30	52	121	21.5%
18～39歳	49	52	68	82	251	44.5%
40～64歳	30	59	39	20	148	26.2%
65歳以上	3	24	12	5	44	7.8%
合計	98	158	149	159	564	100.0%

年齢別手帳所持者数の割合（平成26年3月31日現在）



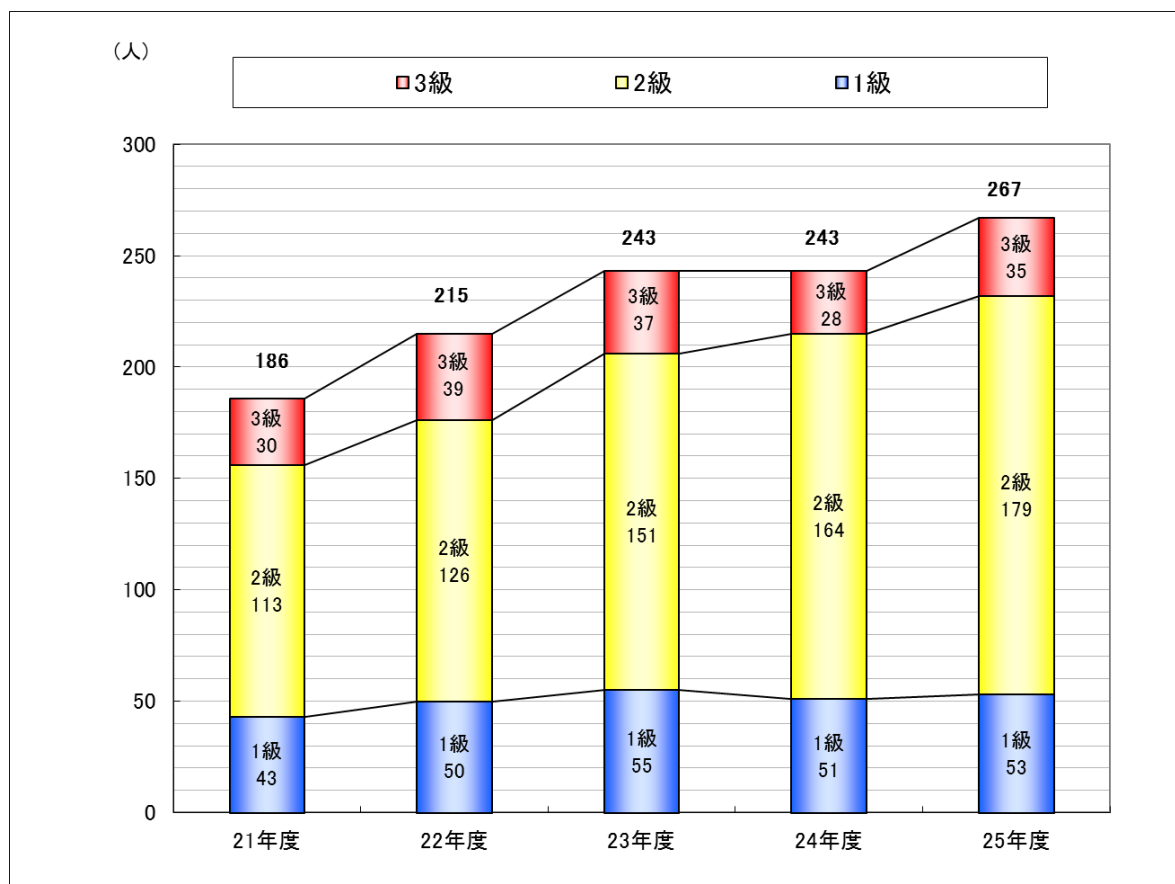
第3節 精神障害者

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成25年度では267人、対総人口比0.33%となっています。そのうち、2級（中度）が179人で、67%と半数以上を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）（人）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1級（重度）	43	50	55	51	53
2級（中度）	113	126	151	164	179
3級（軽度）	30	39	37	28	35
合計	186	215	243	243	267
総人口	85,069	84,317	83,194	82,838	81,647
対総人口比	0.22%	0.25%	0.29%	0.29%	0.33%



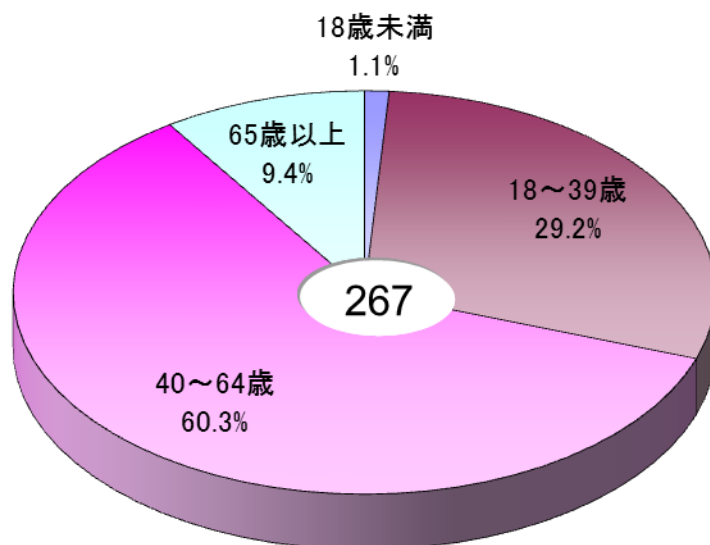
(2) 年齢別・程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、40～64歳が最も多く161人で、全体の60.3%となっています。障害程度別では、2級が179人、次いで1級が53人と続きます。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成26年3月31日現在）（人）

区分	1級	2級	3級	合計	構成比
18歳未満	0	2	1	3	1.1%
18～39歳	11	52	15	78	29.2%
40～64歳	29	114	18	161	60.3%
65歳以上	13	11	1	25	9.4%
合計	53	179	35	267	100.0%

年齢別手帳所持者数の割合（平成26年3月31日現在）



第4節 自立支援医療受給者数

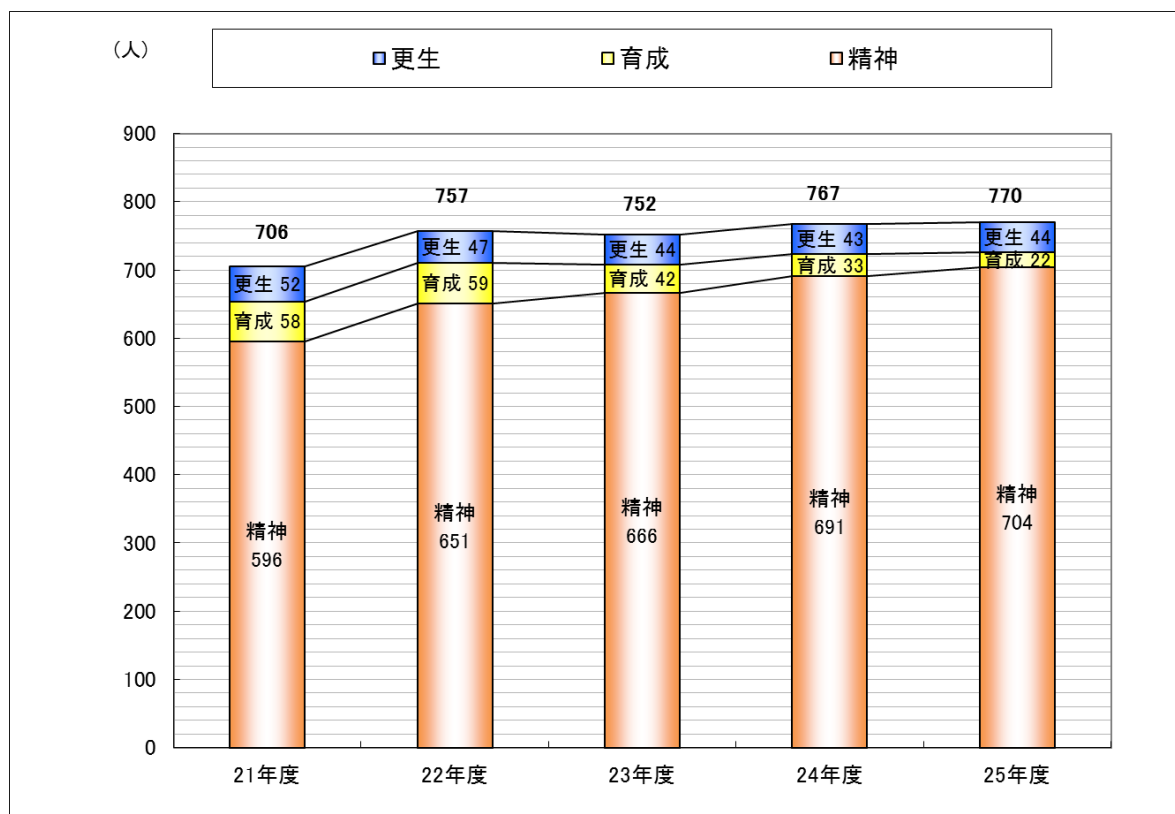
(1) 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者数の推移

平成25年度で更生医療は44人と受給者数は横ばいですが、育成医療は22人と減少しています。精神通院医療は、毎年増加しており、平成25年度で受給者数は704人と21年度から18%の増加となっています。平成25年度の自立支援医療受給者数全体の対総人口比は0.94%です。

■自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者数（各年度実人数）（人）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
更生医療受給者数	52	47	44	43	44
育成医療受給者数	58	59	42	33	22
精神通院医療受給者数	596	651	666	691	704
合計	706	757	752	767	770
総人口	85,069	84,317	83,194	82,838	81,647
対総人口比	0.83%	0.90%	0.90%	0.93%	0.94%

（千葉県香取健康福祉センター事業年報より）



第5節 その他の障害

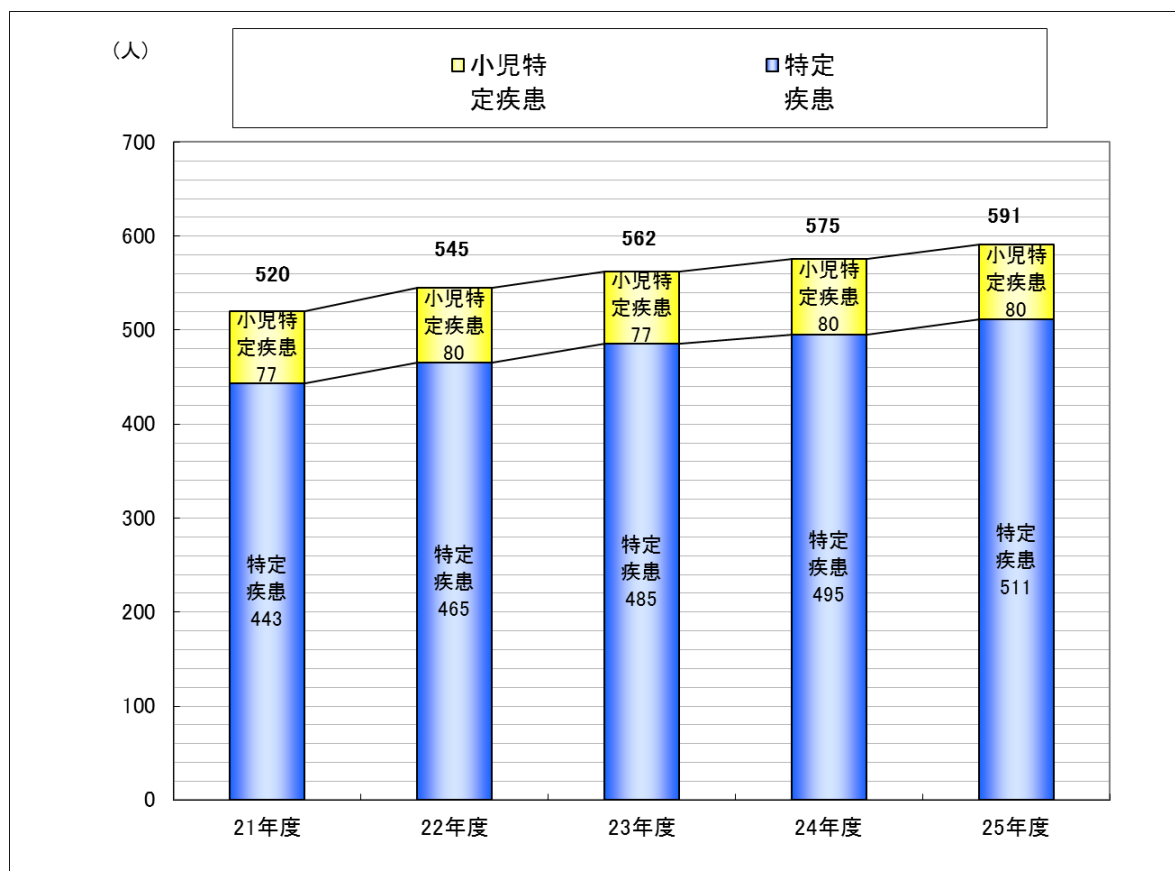
(1) 難病患者数の推移

特定疾患治療研究費受給者数は、21年度から毎年2～5%の割合で増加しています。小児慢性特定疾患治療研究費受給者数は、多少の増減はありますが、横ばいとなっています。

■ 特定疾患医療等受給者数（各年度末3月31日現在）（人）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特定疾患治療研究費受給者数	443	465	485	495	511
小児慢性特定疾患治療研究費受給者数	77	80	77	80	80
合計	520	545	562	575	591
総人口	85,069	84,317	83,194	82,838	81,647
対総人口比	0.61%	0.65%	0.68%	0.69%	0.72%

（千葉県香取健康福祉センター事業年報より）



第3章 障害福祉サービス等の利用実績と課題

第1節 障害福祉サービス等の利用実績

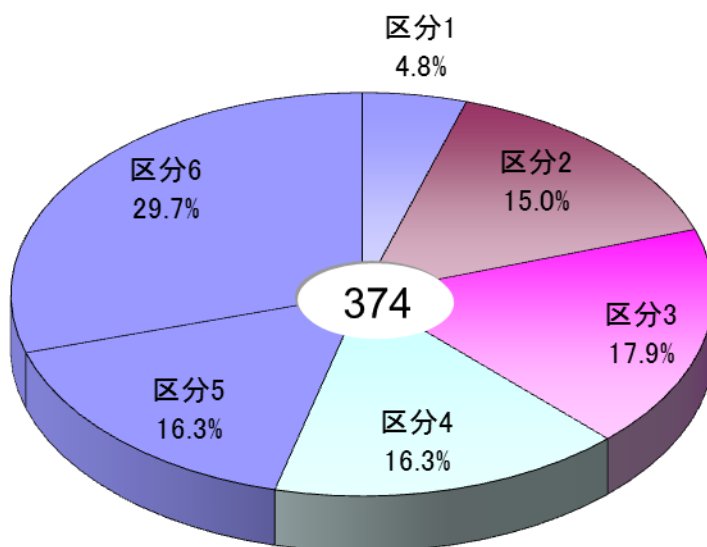
(1) 障害支援区分（※平成25年度までは障害程度区分）

平成26年3月31日時点で障害支援区分の認定を受けている人数は374人で、その内訳は、程度の重い区分6が111人で最も多く、29.7%を占めています。一方、区分1が18人で4.8%と最も少なくなっています。

■障害支援区分（平成26年3月31日時点の人数の内訳）（人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
障害支援区分認定人数	18	56	67	61	61	111	374
うちH25認定分	4	10	15	20	14	20	83
構成比	4.8%	15.0%	17.9%	16.3%	16.3%	29.7%	100.0%

障害支援区分の人数の割合（H26.3.31時点）



(2) 障害福祉サービスの利用実績

■計画の達成状況（数値目標と実績）

事業名		計画量（数値目標）			実績量		単位	
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度		
訪問系	居宅介護	980	1,078	1,186	1,114	1,248	延時間/月	
		63	69	76	58	66	実人/月	
	重度訪問介護	0	0	0	0	6	延時間/月	
		0	0	0	0	1	実人/月	
	同行援護	50	60	70	22	18	延時間/月	
		10	12	14	2	3	実人/月	
	行動援護	30	45	60	22	22	延時間/月	
		2	3	4	1	1	実人/月	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	延時間/月	
		0	0	0	0	0	実人/月	
	日中活動系	生活介護	980	1,078	1,186	3,264	3,474	延人日/月
			63	69	76	157	166	実人/月
自立訓練 （機能訓練）		0	22	44	0	11	延人日/月	
		0	1	2	0	1	実人/月	
自立訓練 （生活訓練）		22	44	66	14	38	延人日/月	
		1	2	3	3	6	実人/月	
就労移行支援		572	946	1,320	256	199	延人日/月	
		26	43	60	14	11	実人/月	
就労継続支援A型		110	198	286	42	129	延人日/月	
		5	9	13	2	8	実人/月	
就労継続支援B型		484	572	616	449	546	延人日/月	
		22	26	28	27	32	実人/月	
療養介護		248	279	310	253	271	延人日/月	
		8	9	10	8	9	実人/月	
短期入所		190	210	230	274	288	延人日/月	
		19	21	23	21	22	実人/月	

事業名		計画量（数値目標）			実績量		単位
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	
居住系	施設入所支援	107	106	105	100	100	実人/月
	共同生活介護	42	44	46	40	43	
	共同生活援助	11	12	13	9	14	
相談支援	計画相談支援	10	20	30	7	17	実人/月
	地域移行支援	5	6	7	1	1	
	地域定着支援	2	3	4	8	14	

(3) 地域生活支援事業の利用実績

事業名	計画量 (数値目標)			実績量		単位
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	
相談支援事業						
1 障害者相談支援事業	4	4	4	4	4	箇所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有無
2 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有無
成年後見制度利用支援事業	2	3	4	1	1	人
意思疎通支援事業						
1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	920	920	920	738	771	人
2 手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	人
日常生活用具給付等事業						
1 介護・訓練支援用具	2	2	2	2	2	件
2 自立生活支援用具	10	11	13	4	6	件
3 在宅療養等支援用具	11	13	13	8	9	件
4 情報・意思疎通支援用具	14	15	15	15	17	件
5 排泄管理支援用具	1,600	1,600	1,600	1,688	1,712	件
6 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	3	3	1	0	件

(手話通訳者・要約筆記者派遣事業は延べ利用者数)

事業名	計画量（数値目標）			実績量		単位
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	
移動支援事業	13	15	17	15	16	人
	1,096	1,151	1,209	1,785	2,727	延べ 利用時間
地域活動支援センター						
香取市所在	5	5	5	5	5	箇所
	73	75	77	67	70	人
他市所在	3	3	3	1	1	箇所
	20	20	20	18	19	人
日中一時支援事業	16	17	18	19	22	箇所
	68	71	75	68	89	人

第2節 香取市における今後の課題

(1) 平成25年度までのサービスの利用実績からの課題

①障害福祉サービス

訪問系サービスについては、計画量に達していないが、増加傾向にあり、今後の需要の拡大に向けて、ヘルパー事業所の整備など、必要量に応じてサービスを提供できる体制を整備する必要があります。

日中活動系サービスについては、生活介護、短期入所は概ね見込み通りの実績を示していますが、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型については、いまだに市内にサービス提供事業者がなく、市外のサービス利用による実績となっています。その一方で、就労継続支援A型については、平成24年度に市内に新規事業所ができたことにより、順調にサービス利用が図られています。

居住系サービスについては、特に共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）について、事業所数は増加傾向にありますが、まだ、不足している状況にあります。障害の特性に応じた、地域における住まいの場の確保が課題になります。

計画相談支援（サービス利用計画作成等）については、市内に指定特定相談支援事業所が少なく、計画の作成が追い付いていない状況にあり、低い実績にとどまっています。

②地域生活支援事業

相談支援事業については、市社会福祉課で実施しているほか、基幹相談支援センターである「香取障害者支援センター」などに委託し、実施しています。これまでの取り組みの中で困難事例への対応、障害者虐待、権利擁護（成年後見）への対応などが課題となっています。

移動支援事業については、延利用時間が大幅に増加し、一人当たりの利用時間が増えています。今後も増加が見込まれるため、サービス実施事業所の充実が必要になります。

(2) 障害者団体からの意見から見える課題

平成26年9月に市内の障害者団体（6団体）に障害福祉サービスなど利用に関する意見を募集した結果から、次のような課題が明らかになっています。（P38参照）

- ①障害の特性に応じた住まいの場と日中活動の場等の充実
- ②コミュニケーション支援の充実
- ③障害の特性に応じた、きめ細かな相談支援体制の充実
- ④障害のある子どもと家族への支援体制の充実

第4章 障害福祉計画にかかる目標値の設定

第1節 平成29年度の目標値

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画では、障害者の地域生活や一般就労への移行を進める観点から、平成29年度の数値目標を設定することとされています。

(1) 入所施設入所者の地域生活への移行

障害者の入所施設の入所者のうち、平成29年度末までに、グループホーム（GH）や一般住宅などに移行する人の数値目標を設定します。

この目標の設定にあたっては、次の国の指針を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

- 平成29年度末時点における福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減する。
- 平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行する。

■目標設定に当たっての考え方

上記の国の指針を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者（109人：療養介護、施設入所支援）の4%である5人を、平成29年度末の施設入所者の減少数として設定しました。

項目	数値	考え方
(A) 平成25年度末の入所者数	109人	平成26年3月31日の施設入所者数
(B) 平成29年度末の入所者数	104人	平成30年3月31日時点の入所者数
(C) 【目標値】削減見込(A)-(B) (削減率)	5人 (4.6%)	平成29年度末における施設入所者の減少人数

また、平成25年度末時点の香取市の施設入所者（109人）の12.8%である14人を地域生活に移行する者として設定しました。

項目	数値	考え方
(D) 【目標値】地域生活移行者数 (移行率)	14人 (12.8%)	平成29年度末において施設入所からGH等へ移行する人数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者や就労支援事業の利用者数について数値目標を設定します。

この目標の設定にあたっての、国の指針は次のとおりです。

- 平成 29 年度中の一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- 平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増やす。
- 平成 29 年度末において全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成する。

■目標設定にあたっての考え方

上記の国の指針を踏まえ、平成 24 年度の一般就労への移行実績（2 人）の 2 倍である 4 人を、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定しました。

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	2 人	平成 24 年度（1 年間）において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成 29 年度の一般就労移行者数	4 人	平成 29 年度（1 年間）において福祉施設を退所し、一般就労する人数

また、平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数（10 人）の 6 割増加である 16 人を、平成 29 年度末の利用者数として設定しました。

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	10 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する人数
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	16 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する人数

平成 29 年度末の就労移行支援事業所 2 か所のうち、その 5 割以上である 1 か所が就労移行率 3 割以上を達成すると見込んで設定しました。

項目	数値	考え方
【目標値】 平成 29 年度末で就労移行率 3 割以上を達成した事業所数	1 か所	平成 26 年度末現在において就労移行支援事業所が香取市内にないため、事業所が新規で 2 か所増えた場合を想定して算出しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院を含む）からの地域生活への移行支援、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みとして、「地域生活支援拠点等」の整備を新たに成果目標として定めています。

この目標の設定にあたっての、国の指針は次のとおりです。

○ 平成 29 年度末までに障害者の地域での生活を支援する拠点等を市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域に少なくとも一つ整備する。

■ 目標設定にあたっての考え方

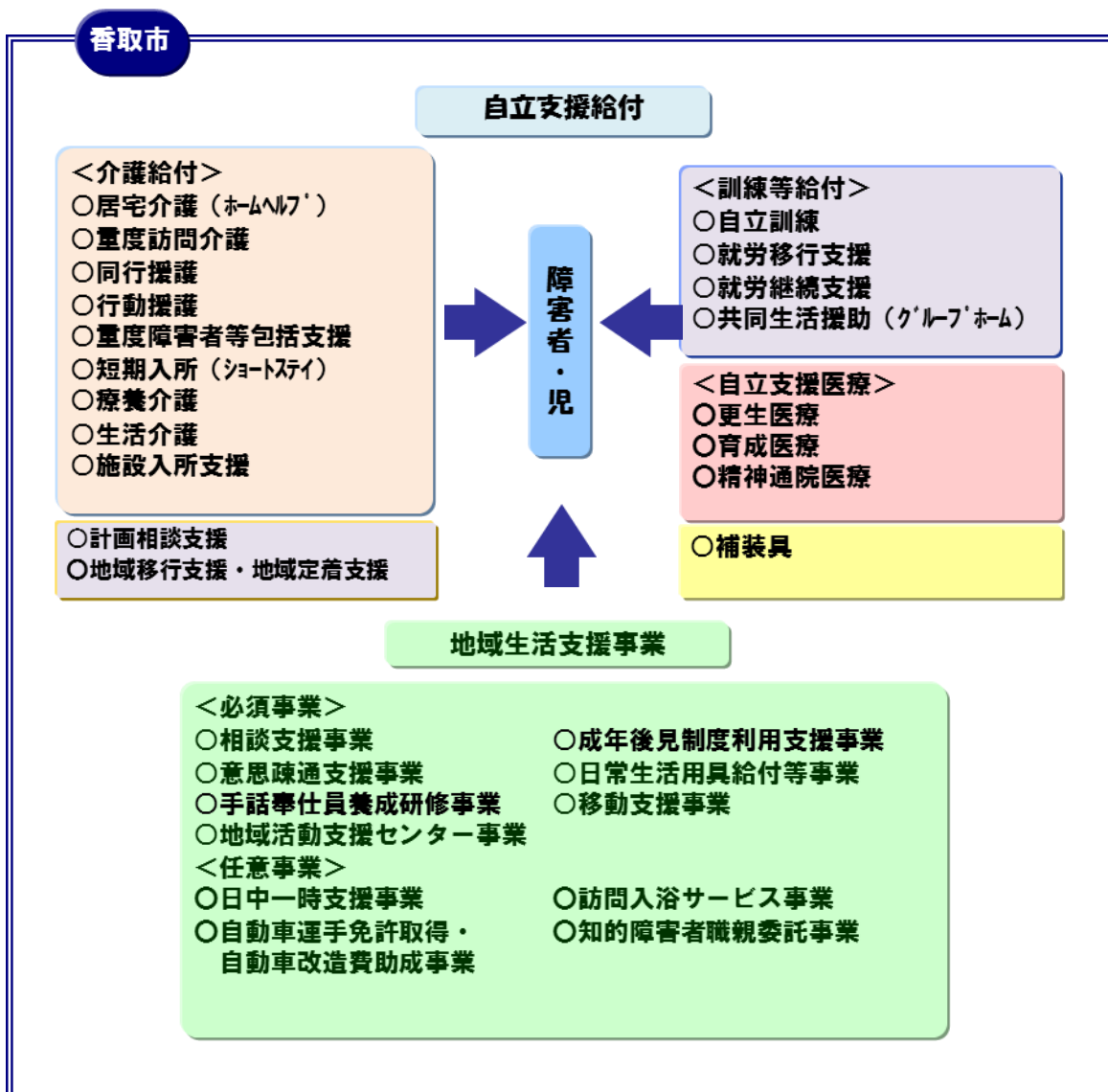
上記の国の指針を踏まえ、平成 29 年度末における地域生活支援拠点等の数を 1 か所と設定しました。

項目	数値	考え方
平成 29 年度末における地域生活支援拠点等の数	1 か所	平成 29 年度末における香取圏域内の地域生活支援拠点等の数

第2節 障害福祉サービスなどの見込量

障害者総合支援法に基づくサービスは、国・都道府県・市町村が義務的に費用を負担する「自立支援給付」と、市町村の事業に対して国・都道府県が毎年度の予算の範囲で裁量的に財政補助を行う「地域生活支援事業」に区分されています。

■障害者を対象としたサービス



■障害福祉サービスの事業量見込み

障害福祉サービス		27年度	28年度	29年度	単位
訪問系	居宅介護	78	86	95	実人／月
		1,482	1,634	1,805	時間／月
	重度訪問介護	1	1	1	実人／月
		7	7	7	時間／月
	同行援護	3	4	5	実人／月
		21	28	35	時間／月
	行動援護	1	2	3	実人／月
		22	44	66	時間／月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人／月
		0	0	0	時間／月
	訪問系 計	83	93	104	実人／月
		1,532	1,713	1,913	時間／月
18.5		18.4	18.4	平均利用時間	
日中活動系	生活介護	179	188	197	実人／月
		3,759	3,948	4,137	延人日／月
	自立訓練（機能訓練）	2	3	4	実人／月
		34	51	68	延人日／月
	自立訓練（生活訓練）	6	7	8	実人／月
		42	49	56	延人日／月
	就労移行支援	14	16	18	実人／月
		266	304	342	延人日／月
	就労継続支援（A型）	12	14	16	実人／月
		204	238	272	延人日／月
	就労継続支援（B型）	36	40	44	実人／月
		612	680	748	延人日／月
	療養介護	9	9	9	実人／月
	短期入所（福祉型）	20	21	21	実人／月
		301	313	325	延人日／月
	短期入所（医療型）	5	5	6	実人／月
24		25	26	延人日／月	
短期入所 計	25	26	27	実人／月	
	325	338	351	延人日／月	
日中活動系 計	283	303	323	実人／月	
	5,242	5,608	5,974	延人日／月	

障害福祉サービス		27年度	28年度	29年度	単位
施設系	共同生活援助	60	63	66	実人／月
	施設入所支援	100	98	96	実人／月
	施設系 計	160	161	162	実人／月
相談支援	計画相談支援	37	38	39	実人／月
	地域移行支援	1	2	3	実人／月
	地域定着支援	14	15	16	実人／月
	相談支援 計	52	55	58	実人／月

■障害福祉サービス事業の見込み量の考え方と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

見込み量について、居宅介護は平成24年度から平成25年度の伸び率を踏まえて算出しています。重度訪問介護、同行援護等については、近年の実績等を考慮し、見込んでいます。

サービス種類	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者か重度の行動障害を有する者で常に介護を必要とする人に、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援か見守り、コミュニケーション支援等を行うものです。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行うものです。
行動援護	行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的・精神障害児・者が外出する際に、必要な援助を行うものです。
重度障害者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なうものです。

障害のある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に努めます。適切なサービス利用ができるよう相談支援の充実を図り、事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

見込み量については、平成24年度から平成25年度の伸び率を踏まえて算出しています。
療養介護については、近年の実績等を考慮し、見込んでいます。

サービス種類	サービス内容
生活介護	常時介護を要する人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
短期入所(ショートステイ)	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設、病院で宿泊を伴った預かりを行うものです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行うものです。

障害のある方の障害の状態や希望に合わせて、その人に最適な日中活動の場の利用の促進を図ります。就労支援については、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設から積極的に物品を調達し、障害者の経済的な基盤の確立を促進します。

また、事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

(3) 施設系サービス

見込み量については、平成24年度から平成25年度の伸び率を踏まえて算出しています。施設入所支援については、国の指針に基づき、平成29年度末の施設入所者数が平成25年度末時点から4%以上削減するよう見込んでいます。

サービス種類	サービス内容
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

障害がある方の障害の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、障害がある方の住まいの確保に努めます。また、グループホームについては、事業所への運営費や入居者の家賃を補助することで、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

(4) 相談支援

計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。地域移行支援及び地域定着支援については、支援実績や障害福祉サービスの伸び率等を踏まえ、見込んでいます。

サービス種類	サービス内容
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成するものです。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行うものです。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

■障害児支援の事業量見込み

障害児支援		27年度	28年度	29年度	単位
障害児通所支援	児童発達支援	28	29	30	実人／月
		140	145	150	延人日／月
	医療型児童発達支援	0	0	0	実人／月
		0	0	0	延人日／月
	放課後等デイサービス	40	44	48	実人／月
		320	352	384	延人日／月
	保育所等訪問支援	0	0	0	実人／月
		0	0	0	延人日／月
障害児通所支援 計		68	73	78	実人／月
		460	497	534	延人日／月
相談支援	障害児相談支援	5	5	6	実人／月

見込み量については、近年の利用状況を踏まえて算出しています。障害児相談支援については、サービス利用者すべてを対象として見込んでいます。

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成するものです。

障害児（発達障害児を含む）等が必要な支援を受けることができるよう、相談支援の中で、療育支援コーディネーター等を活用し、療育の場の充実に努めます。また、事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

第3節 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業の目的

市町村地域生活支援事業は、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者の福祉の推進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 実施主体

地域生活支援事業には都道府県地域生活支援事業と市町村地域生活支援事業があり、本市において実施される市町村地域生活支援事業（以下、「地域生活支援事業」という。）については、市が実施主体となります。また、事業の全部または一部を社会福祉法人等に委託して実施することができます。

(3) 香取市の実施事業メニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

本市で実施する、または実施予定の地域生活支援事業のメニューについて、必須事業と任意事業に分けて示すと、次ページのとおりです。

■本市における地域生活支援事業一覧

(必須事業)

事業名	
理解促進研修・啓発事業	
自発的活動支援事業	
相談支援事業	障害者相談支援事業
	基幹相談支援センター
	市町村相談支援機能強化事業
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
	手話通訳設置事業
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具
	自立生活支援用具
	在宅療養等支援用具
	情報・意思疎通支援用具
	排泄管理支援用具
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	
移動支援事業	
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター（Ⅰ型）
	地域活動支援センター（Ⅱ型）
	地域活動支援センター（Ⅲ型）

(任意事業)

事業名	
日中一時支援事業	
訪問入浴サービス事業	
更生訓練費給付事業	
知的障害者職親委託事業	
障害者自動車運転免許取得助成事業	
障害者自動車改造費助成事業	

■地域生活支援事業の事業量見込み

(単位：人は実利用見込み者数)

事業名	計画量 (数値目標)			単位
	27年度	28年度	29年度	
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有無
自発的活動支援事業	有	有	有	有無
相談支援事業				
1 障害者相談支援事業	4	4	5	箇所
基幹相談支援センター	有	有	有	有無
2 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有無
3 住宅入居等支援事業	無	無	有	有無
成年後見制度利用支援事業	1	2	3	人
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有	有無
意思疎通支援事業				
1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	780	800	820	人
2 手話通訳者設置事業	1	1	1	人
日常生活用具給付等事業				
1 介護・訓練支援用具	2	2	2	件
2 自立生活支援用具	6	8	10	件
3 在宅療養等支援用具	10	11	12	件
4 情報・意思疎通支援用具	18	19	20	件
5 排泄管理支援用具	1,729	1,746	1,763	件
6 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3	3	3	件

(手話通訳者・要約筆記者派遣事業は延べ利用者数)

事業名	計画量（数値目標）			単位
	27年度	28年度	29年度	
手話奉仕員養成研修事業	13	14	15	人
移動支援事業	17	18	19	人
	2,890	3,060	3,230	延べ 利用時間
地域活動支援センター				
香取市所在	5	5	5	箇所
	71	73	75	人
他市所在	1	1	1	箇所
	20	20	20	人

（手話奉仕員養成研修事業は講習終了見込者数）

■ 地域生活支援事業の実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

（１）理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための啓発等を行います。

地域社会の住民に対する障害者に関する理解促進や意識啓発は、誰もが暮らしやすい共生社会の実現をはかるためには重要な取り組みであり、主に広報活動等を通して、実施します。

（２）自発的活動支援事業

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

ピアサポート（障害者やその家族が互いに悩みを共有し、情報交換ができる交流会活動）等の自発的活動を行う障害者福祉団体等を支援します。

(3) 相談支援事業

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害児・者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護、人材育成や地域のネットワーク化をはかるなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要な能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の一層の強化を図ります。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居が困難な障害者に対し、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

障害者相談支援事業については、市役所社会福祉課障害者支援班で実施しているほか、「香取障害者支援センター（基幹相談支援センター）」などの4箇所にて委託して実施しています。今後の相談支援体制については、国の法整備の動向を踏まえ、充実強化していく必要があります。

権利擁護については、平成24年10月から、障害者虐待防止法に基づく虐待防止センターを設置し、権利擁護に努めてきましたが、引き続き、誰もが安心して利用できるよう、成年後見制度や権利擁護事業の情報提供に努め、広く制度の周知を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業等

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の市長申立てに要する経費及び市長申立後の後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

成年後見制度利用支援事業については、必要とする方が適切に利用できるように、相談支援の中の対応に努めるとともに、制度の周知を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業については、高齢者福祉部門と連携しながら法人後見支援事業のあり方について検討していきます。

(5) 意思疎通支援事業

事業名	事業内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者が公的機関等に赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者の意思疎通を支援するために、市役所社会福祉課障害者支援班に手話通訳者を設置する。

必要とする方に支援が結びつくために制度の周知を図るとともに、手話通訳の環境整備に努めます。

手話通訳者及び要約筆記者の派遣を千葉県聴覚障害者協会に委託して実施します。

手話通訳者を引き続き市役所に設置します。

(6) 日常生活用具給付等事業

用具の名称	内容
介護・訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者等の入浴補助用具や、聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者等の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	手すりの取付け、床段差の解消等、障害者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の助成

日常生活用具給付等事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

日常生活の利便を図るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施します。

手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。

千葉県聴覚障害者協会に委託して実施し、より多くの方に養成講座を受けていただくように、事業の周知に努め、養成の促進を図ります。

(8) 移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパーが移動の支援を行います

障害者の地域生活への移行とともに、地域での自立した生活に必要な不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想され、サービス提供体制の確保が必要です。

事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。

(9) 地域活動支援センター事業

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業は、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターを設置し、障害のある人に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。 地域活動支援センターでは、上記の基礎的な事業を行うとともに、施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類）に応じて、各種訓練等を実施します。

地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障害者にとって、社会参加のきっかけとなる事業でもあり、柔軟なサービス提供によって多様なニーズに対応することが可能なことから、障害者の日中活動の充実に活用します。情報提供や相談支援の中での制度周知により利用の拡大を図ります。

第4節 計画の推進

(1) 計画の推進体制

- ① 香取市地域自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関等と連携し、協働して計画を推進する体制の整備に努めます。
- ② 年度ごとに計画の達成状況を点検評価し、香取市地域自立支援協議会に報告し、意見等を求め、必要な対策を講じていきます。

(2) 財源の確保

- ① 国や県に対して、各種財政的措置を講じるよう要請し、計画の推進に必要な財源の確保に努めます。

資料編

1 計画策定の経緯

開催日	内容	備考
平成 26 年 6 月 25 日 (水)	第 1 回自立支援協議会	委員へ計画概要と作成スケジュールを説明
平成 26 年 9 月	各障害者団体等への意見聴取	
平成 26 年 11 月 14 日 (金)	第 2 回自立支援協議会	障害福祉計画 (案) の協議
平成 27 年 1 月 27 日 (火)	第 3 回自立支援協議会	障害福祉計画 (案) の協議
平成 27 年 2 月 2 日～ 平成 27 年 2 月 27 日	パブリックコメントの実施	市民から意見募集
平成 27 年 2 月 日 ()	千葉県への意見照会	障害者総合支援法に基づく 意見照会
平成 27 年 3 月 日 ()	第 4 回自立支援協議会	障害福祉計画の決定

2 障害者団体からの意見

平成26年9月に市内の障害者団体（6団体）に障害福祉サービスなど利用に関する意見を募集したところ、次のような意見がありました。

■意見を募集した団体

- ・香取市身体障害者福祉会
- ・香取市手をつなぐ親の会
- ・精神障害者家族会かとり会
- ・香取郡市ろうあ協会
- ・香取市視覚障害者福祉協会
- ・東総地区自閉症協会

■主な意見

- ・障害者の高齢化と核家族化が進み、先行きに不安がある
- ・障害者の地域生活への参画を支援する仕組みが必要（日常生活の移動手段の確保、手話通訳の派遣、点字資料の情報提供など、）
- ・障害者団体の会員の高齢化と新規入会者の減少
- ・地域のニーズにあった、グループホームの設置
- ・待機者を生まないように、生活介護施設の拡充
- ・精神障害者向けの短期入所施設の設置
- ・自宅生活困難者に対する、自立に向けた、居住場所の確保
- ・引きこもりからの自立へ向けた、生活訓練施設等が香取圏域にない
- ・障害の特性に応じた避難所の設置
- ・手紙や回覧を読む、読み書き代行サービスが必要
- ・自宅に見守りで訪問してもらえると、安心する
- ・重い自閉症の方が住めるグループホームの整備
- ・発達障害の方に適した日中活動の場が不足している
- ・自閉症者等の障害の特性を理解した相談支援の実施
- ・発達障害に対する理解の促進と包括的な子育て支援が必要

3 香取市地域自立支援協議会委員名簿

	区 分	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	障害者関係団体	香取市身体障害者福祉会	副会長	本宮 敏雄	副会長
2		香取市手をつなぐ親の会	会 長	加瀬 晃司	
3		精神障害者家族会かとり会	会 長	出口 昌功	
4		香取郡市ろうあ協会	代表者	佐藤 建	
5		香取市視覚障害者福祉協会	代表者	室岡 正司	
6		香取市自閉症協会	会 長	竹蓋 伸六	
7	障害福祉サービス事業者等	佐原聖家族園	施設長	高木 美枝子	
8		大利根旭出福祉園	施設長	山之内 俊雄	
9		希望之家	施設長	増田 明	
10		厚生園	理事長	江口 一郎	会長
11		コスモスの花	理事長	前本 達男	
12	相談支援事業者	香取就業センター	支援ワーカー	岡澤 和則	
13		地域生活支援センター サザンカの里	施設長	安田 智晴	
14		中核地域生活支援センター 香取ネットワーク	所 長	中塚 博勝	
15	保健・医療関係者	本多病院	院長	本多 俊伯	
16	教育雇用関係機関	香取特別支援学校	校 長	立花 智子	
17		佐原公共職業安定所	所 長	小笹 純男	
18	社会福祉協議会	香取市社会福祉協議会	事務局長	石川 一美	
19	行 政	香取健康福祉センター 地域保健福祉課	課 長	岩井 美春	
20		香取市教育部学校教育課	課 長	金子 基一	

4 香取市地域自立支援協議会設置要綱

平成 18 年 11 月 30 日告示第 291 号

改正

平成 18 年 12 月 18 日告示第 311 号

平成 19 年 6 月 28 日告示第 128 号

(設置)

第 1 条 市は、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、香取市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 香取市障害者基本計画及び香取市障害福祉計画等の作成及び具体化に向けた協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者福祉について必要と認められること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者、保健・福祉関係者及び各種団体の代表者等のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成18年12月18日告示第311号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年6月28日告示第128号)

この告示は、公示の日から施行する。

5 障害者総合支援法抜粋

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 香取市内及び近隣にある障害福祉サービス事業所など

- ・平成27年2月現在の内容を掲載しています。
- ・ご利用の際は、各事業所に直接お問い合わせください。

居宅介護事業所(ホームヘルパー派遣)							
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	同行	行動	地区
居宅介護・重度訪問介護	香取市社会福祉協議会本所	香取市佐原口 2116-1	0478-54-4410	54-4797	○		佐原区※①
	アースサポート香取	香取市北 2-8-1	0478-52-6700	52-6702	○		
	介護支援スマイル	香取市北 3-8-9 鈴屋ビル 2 階	0478-55-8010	54-4647			
	こすもす佐原訪問介護	香取市北 3-3-22	0478-54-0606	54-0639	○		
	楽天堂ホームケア佐原	香取市香取 1289-3	0478-79-9915	79-9916	○		
	ニチイケアセンター北佐原	香取市篠原口 1821-2	0478-50-3101	50-3104	○		
	楽天堂ホームケア小見川	香取市本郷 220-1	0478-83-4165	050-3463-6514			小見川区※①
	香取市社会福祉協議会小見川支所	香取市本郷 62	0478-80-1383	80-1384	○		
	訪問介護たんぽぽ	香取市小見川 354	0478-80-0555	80-0555			
	グレイスケア小見川	香取市小見川 2050-1	0478-80-0321	80-0322	○		
	訪問介護つくし	香取市野田 542-5	0478-79-9281	79-9282			
	ホームヘルプエール	香取市野田 848	0478-79-9939	79-9938			
	株式会社サンフラワー	香取市野田 773-2	0478-83-1161	83-1161			
	フレンド小見川	香取市野田 88	0478-79-9061	79-9063		○	
	訪問介護和心	香取市府馬 242-1	0478-70-7202	70-7203			山田区※①
	グレイスケア山田	香取市新里 1182-10	0478-78-1120	78-4155	○		
	訪問介護ステーション杜の家	香取市岩部 869-60	0478-70-5665	70-5666	○		栗源区※①
	ホームヘルプ栗源	香取市岩部 946-1	0478-75-1221	75-1030			
	神崎町社会福祉協議会	神崎町神崎本宿 96	0478-72-4032	72-4540			神崎
	楽天堂ホームケア東庄	東庄町笹川い 567-1	0478-86-3950	86-3951	○		東庄

多古町社会福祉協議会	多古町多古 777-1	0479-76-5940	70-6072	○	○	多古
訪問介護ステーション多古新町ハウス	多古町多古 2686-1	0479-70-6161	70-6262	○		
ヘルパーステーション桜寿	多古町島字木戸 1976-1	0479-74-7051	74-7052			
障害者ヘルパーステーションかいと	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519			
ロザリオ訪問介護事業所	旭市野中 3820-12	0479-60-0609	60-0669	○	○	旭
ヒバリの介護	旭市西足洗 3321-3	0479-75-4062	75-4063	○		
あい支援センター	旭市三川 4936	0479-57-5076	57-5078			

※「同行」は同行援護、「行動」は行動援護の略です。※①「～区」の区は以下省略。

通所施設など(日中通う場所)							
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	生活	就労	地区
生活介護・就労支援など	佐原聖家族園	香取市返田 323-1	0478-50-7117	50-7118	○		佐原
	大利根旭出福祉園	香取市岡飯田 792-1	0478-83-1220	83-1123	○		小見川
	自然	香取市仁良 1026-1	0478-70-7111	70-7707	○		山田
	聖ヨセフつどいの家	香取市高萩 1100-2	0478-79-6505	75-1688	○		栗源
	就労継続支援A型事業所 栗源協働支援センター	香取市沢 2459-1	0478-70-5234	70-5235		A	
	香取就業センター	香取市高萩 1100-2	0478-79-6923	75-1688			
	笹川なずな工房	東庄町笹川い 1141-2	0478-86-6950	86-6256		移B	東庄
	北総育成園	東庄町笹川い 5852	0478-86-3003	86-3295	○		
	香取学園瑞穂寮	東庄町平山 6-9	0478-86-4151	86-4771	○		
	香取学園龍ヶ谷寮	東庄町平山 1284-2	0478-86-0175	86-3484	○		
	ひかり学園	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	○	移	多古
	ひかり学園アネックス	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	○	B	
	第2ひかり学園	多古町北中 1269	0479-76-8866	76-8870	○		

ひかり学園アネックスながさく台	多古町南中 1475-2	0479-76-5500	76-5519	○	B	成田
ひかり学園アネックス中村	多古町南中 335	0479-76-5500	76-5519	○	移	
医療法人社団透光会ひだまり	成田市南敷 461-5	0476-73-4695	73-3765		B	
アーアンドディだいえい	成田市津富浦 573-1	0476-73-6878	73-7139	○	B	
しもふさ学園	成田市名木 511-15	0476-96-1527	96-0414	○		
しもふさ工房	成田市中里 248	0476-96-1527	96-0414			
就職するなら明朗アカデミー	成田市東町 234-9	0476-24-0202	24-4848		移	

※「生活」は生活介護、「就労」の「移」は就労移行支援、「A」「B」は就労継続支援 A 型B型の略です。

入所施設(暮らす場所)					
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	地区
施設入所支援	佐原聖家族園	香取市返田 323-1	0478-50-7117	50-7118	佐原
	大利根旭出福祉園	香取市岡飯田 792-1	0478-83-1220	83-1123	小見川
	北総育成園	東庄町笹川い 5852	0478-86-3003	86-3295	東庄
	香取学園瑞穂寮	東庄町平山 6-9	0478-86-4151	86-4771	
	香取学園龍ヶ谷寮	東庄町平山 1284-2	0478-86-0175	86-3484	
	ひかり学園	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	多古
	第2ひかり学園	多古町北中 1269	0479-76-8866	76-8870	
	しもふさ学園	成田市名木 511-15	0476-96-1527	96-0414	成田
共同生活援助(グループホーム)	さかいだハウス	香取市佐原イ 2-36	-	55-0886	佐原
	ナザレの家かとり	香取市返田 323-1	0478-50-7117	50-7118	
	たまつくりハウス	香取市玉造 539-1	0478-54-2285	54-2285	
	グループホームおみがわA	香取市野田 76-1	0478-83-8989	83-0245	小見川
	香取ホーム	香取市野田 541-3	0478-82-1717	82-1740	
	さきがけの家	香取市岡飯田 444-1	0478-83-1220	83-1123	
	ひだまりの家	香取市岡飯田 205-3	0478-83-0362	83-0361	

	五木の里	香取市鳩山 181-5	0478-79-9405	79-9405	山田
	ほほえみ	東庄町青馬 2422-1	0478-86-3306	86-3306	東庄
	ひかりホーム	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	多古
	白貝ホーム	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	
	ケアホーム花立	多古町南玉造 460-69	0479-74-1181	74-1191	
	医療法人社団透光会さざんか荘	成田市南敷 460-1	0476-49-3480	49-3480	成田
	菜の花ホームズ	成田市名木 511-15	0476-96-1527	96-0414	

短期入所事業					
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	地区
短期入所	佐原聖家族園	香取市返田 323-1	0478-50-7117	50-7118	佐原
	大利根旭出福祉園	香取市岡飯田 792-1	0478-83-1220	83-1123	小見川
	北総育成園	東庄町笹川い 5852	0478-86-3003	86-3295	東庄
	ひかり学園	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	多古
	第2ひかり学園	多古町北中 1269	0479-76-8866	76-8870	
	しもふさ学園	成田市名木 511-15	0476-96-1527	96-0414	成田

相談支援事業							
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	地移	地定	地区
計画相談支援	香取障害者支援センター	香取市高萩 1100-2	0478-79-6919	75-1688	○	○	栗源
	居宅介護支援センター 杜の家	香取市岩部 869-60	0478-70-5665	70-5666			
	北総育成園相談支援事業所	東庄町笹川い 5852	0478-86-3003	86-3295	○	○	東庄
	香取学園龍ヶ谷寮	東庄町平山 1284-2	0478-86-0175	86-3484			
	相談支援センター多古新町ハウス	多古町多古 2686-1	0479-70-6161	70-6262			多古

	障害者相談支援センターひかり	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	○	○	
	地域生活支援センターサザンカノ里	成田市南敷 461-5	0476-73-4695	73-3765	○	○	成田
	菜の花会相談支援事業所	成田市名木 511-15	0476-96-1527	96-0414	○	○	
	しもふさ学園	成田市名木 511-15	0476-96-1527	96-0414			

※「地移」は地域移行支援、「地定」は地域定着支援の略です。

地域活動支援センター					
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	地区
地域活動支援センター	あけぼの園	香取市岩ヶ崎台 12-7	0478-54-4320	54-4320	佐原
	第2 あけぼの園	香取市岩ヶ崎台 12-12	0478-54-4320	54-4320	
	希望之家	香取市佐原イ 2173	0478-52-5208	52-5208	
	らいおん香取	香取市北 2-8-4	0478-79-6037	79-6037	
	おみがわ	香取市南原地新田 459	0478-83-8005	83-8005	小見川
	地域生活支援センター サザンカノ里	成田市南敷 461-5	0476-73-4695	73-3765	成田

障害者就業・生活支援センター				
事業所名	所在地	電話番号	FAX	地区
香取就業センター	香取市高萩 1100-2	0478-79-6923	75-1688	栗源

中核地域生活支援センター				
事業所名	所在地	電話番号	FAX	地区
香取ネットワーク	香取市北 1-11-18	0478-50-2800	50-2881	佐原

障害児支援事業							
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	児童	デイ	地区
児童発達支援など	児童発達支援センターコスモスの花	香取市仁良 1194-7	0478-70-7373	70-7372	○		山田
	放課後等デイサービスコスモスの花	香取市仁良 1194-7	0478-70-7373	70-7372		○	
	聖ヨセフつどいの家	香取市高萩 1100-2	0478-79-6505	75-1688	○	○	栗源
	児童デイサービスセンターみにトマト	神崎町並木 658	0478-72-1176	72-1176	○	○	神崎
	児童デイサービスセンター多古新町ハウス	多古町多古 2686-1	0479-70-6161	70-6262		○	多古
	デイサービスセンターひかり	多古町大高 1-28	0479-76-5500	76-5519		○	
障害児相談支援	香取障害者支援センター	香取市高萩 1100-2	0478-52-9920	75-1688			栗源
	居宅介護支援センター 杜の家	香取市岩部 869-60	0478-70-5665	70-5666			
	北総育成園	東庄町笹川い 5852	0478-86-3003	86-3295			東庄
	香取学園龍ヶ谷寮	東庄町平山 1284-2	0478-86-0175	86-3484			
	相談支援センター多古新町ハウス	多古町多古 2686-1	0479-70-6161	70-6262			多古
	障害者相談支援センターひかり	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519			

※「児童」は児童発達支援、「デイ」は放課後等デイサービスの略です。

地域生活支援事業					
種類	事業所名	所在地	電話番号	FAX	地区
移動支援事業	こすもす佐原訪問介護	香取市北 3-3-22	0478-54-0606	54-0639	佐原
	アースサポート香取	香取市北 2-8-1	0478-52-6700	52-6702	
	楽天堂ホームケア佐原	香取市香取 1289-3	0478-79-9915	79-9916	
	ニチイケアセンター北佐原	香取市篠原口 1821-2	0478-50-3101	50-3104	
	フレンド小見川	香取市小見川 947-9	0478-79-9061	79-9063	小見川

	訪問介護つくし	香取市野田 542-5	0478-79-9281	79-9282	
	グレイスケア山田	香取市新里 1182-10	0478-78-1120	78-4155	山田
	訪問介護ステーション杜の家	香取市岩部 869-60	0478-70-5665	70-5666	栗源
	楽天堂ホームケア東庄	東庄町笹川い 567-1	0478-56-3950	86-3951	東庄
	訪問介護事業所 すずらん	匝瑳市飯倉台 10-20	0479-73-6221	73-5487	匝瑳
	ヒバリの介護	旭市西足洗 3321-3	0479-75-4062	75-4063	旭
	ふくろうヘルパーステーション	旭市萩園 1439-18	0479-57-1296	50-5296	
	あい支援センター	旭市三川 4936	0479-57-5076	57-5078	
	アースサポート旭	旭市二の 1859	0479-62-8111	62-8100	
	生活クラブ風の村介護ステーションさくら	佐倉市山崎 529-1	0434-84-3901	481-3668	佐倉
	社会福祉法人彩会指定居宅支援事業れいじ〜	柏市加賀 3-19-9	0471-71-1149	71-7770	柏
日中一時支援事業(日中支援型)	佐原聖家族園	香取市返田 323-1	0478-50-7117	50-7118	佐原
	大利根旭出福祉園	香取市岡飯田 792-1	0478-83-1220	83-1123	小見川
	自然	香取市仁良 1026-1	0478-70-7771	70-7707	山田
	聖ヨセフつどいの家	香取市高萩 1100-1	0478-79-6505	75-1688	栗源
	就労継続支援A型事業所 栗源協働支援センター	香取市沢 2459-1	0478-70-5234	70-5235	
	笹川なずな工房	東庄町笹川い 1141-2	0478-86-6950	86-6256	東庄
	北総育成園	東庄町笹川い 5852	0478-86-3003	86-3295	
	第2ひかり学園	多古町北中 1269	0479-76-8866	76-8870	多古
	ひかり学園	多古町北中 1309-160	0479-76-5500	76-5519	
	聖母療育園	旭市野中 3830	0479-60-0602	60-0662	旭
	聖家族園	旭市野中 792	0479-60-0606	60-0666	
	障害者支援施設 聖マリア園	旭市野中 4017	0479-60-0604	60-0664	
	聖母通園センター	旭市野中 3830-1	0479-60-0603	60-0662	

	彩・あさひ	旭市萩園 1439-18	0479-57-1296	50-5296	
	就職するなら明朗アカデミー	成田市東町 234-9	0476-24-0202	24-4848	成田
	ビーアンビシャス	成田市並木町 219-21	0476-24-2131	24-2132	
	しもふさ学園	成田市名木 511-15	0476-96-1527	96-0414	
	医療法人社団透光会 ひだまり	成田市南敷 461-5	0476-73-4695	73-3765	
	アーアンドディ・だいえい	成田市津富浦 573-1	0476-73-6878	73-7139	
	しもふさ工房	成田市中里 248	0476-96-1527	96-0414	
	野田芽吹学園	野田市下三ヶ尾 875-1	0471-38-2181	38-2182	野田
	グッドライフ潮来	茨城県潮来市辻 829-1	0299-94-7813	94-7814	潮来
日中一時(デイサービス型)	香取市ひまわり苑デイサービスセンター	香取市津宮 4102	0478-57-2960	57-2931	佐原
	デイサービスセンター水都苑	香取市小見川 676-2	0478-82-3388	82-2481	小見川
	九十九里ホーム山田デイサービスセンター	香取市大角 1545-16	0478-70-7171	70-7173	山田
	デイサービス こすもす	成田市桜田 840	0476-73-6720	73-7067	成田
訪問入浴	アースサポート香取	香取市北 2-8-1	0478-52-6700	52-6702	佐原
	ニチイケアセンター北佐原	香取市篠原口 1821-2	0478-50-3101	50-3104	

香取市第4期障害福祉計画

発行：香取市

発行日：平成27年2月

編集：香取市市民福祉部 社会福祉課障害者支援班

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話：0478-50-1252